(ハ)、集會地の位置ノ狀況、

多クハ十町餘集合地ヨリ官廳ヲ同國ニ在ル者ヲ先ニ從ヒ次ニ同國ニ在ル者ヲ後ニ從ヒ其ノ官廳ノ所在ノ順序ニ依リ行列ヲ整ヘ行進ヲ始ムルモノニシテ若シ集合地ヨリ官廳迄ノ距離多キトキハ行進ノ途中ニ於テ數回ノ休憩ヲ爲スヲ例トス

(ニ)、行列ノ順序

行列ノ順序ハ前ニ述ヘタル如ク官廳ノ所在ノ順序ニ從ヒ定マルモノニシテ其ノ官廳ノ所在ノ順序ハ概ネ左ノ如シ

(イ)、概略ノ順序

一、奉告祭ニ關係アル官廳ノ官吏

二、貴族院議員

三、衆議院議員

四、樞密院顧問官

五、會計檢査官

六、行政裁判所長官

七、行政裁判所評事

八、大審院長

九、大審院判事

十、檢事總長

十一、檢事

十二、司法大臣

十三、内閣書記官長

十四、法制局長官

十五、内閣總理大臣

十六、内閣參與官

十七、内閣顧問官

十八、内閣總理大臣ノ屬官

十九、内閣總理大臣ノ秘書官

二十、内閣總理大臣ノ官房主事

二十一、内閣總理大臣ノ官房副主事

二十二、内閣總理大臣ノ官房書記

二十三、内閣總理大臣ノ官房屬

二十四、内閣總理大臣ノ官房技手

二十五、内閣總理大臣ノ官房雇員

二十六、内閣總理大臣ノ官房傭人

(ロ)、概略ノ狀況

奉告祭ニ關係アル官廳中最モ重キヲ置カルヽ官廳ハ宮内省ニシテ其ノ官廳ノ所在ノ順序ハ前ニ述ヘタル如ク行列ノ最後ニ在ルヲ以テ之ヲ最モ重キヲ置カルヽ官廳トス

(ハ)、概略ノ狀況

概略ハ前ニ述ヘタル如ク行列ノ最後ニ在ルヲ以テ之ヲ最モ重キヲ置カルヽ官廳トス

(ニ)、概略ノ狀況

之ハ前ニ述ヘタル如ク行列ノ最後ニ在ルヲ以テ之ヲ最モ重キヲ置カルヽ官廳トス